神戸市盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱

令和5年4月28日福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第22条第1項及び障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条 第1項第6号の規定に基づき、視覚と聴覚に重複して障がいのある者(以下「盲ろう者」 という。)に対して、盲ろう者向け通訳・介助員(以下「通訳・介助員」という。)を派遣 して、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立 と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を兵庫県と協調して実施する。
 - (1)利用者(第7条第2項の規定により市長が登録した者をいう。以下同じ。)の登録に関する業務
 - (2) 通訳・介助員(第9条第1項の規定により市長が登録した者をいう。以下同じ。)の登録に関する業務
 - (3) 通訳・介助員の派遣に関する業務
 - (4) 前号を行う連絡調整業務等担当者の設置
 - (5)前各号のほか、本事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体等)

第3条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、事業の効率的運営及び盲ろう者の便 宜を図るため市長が適当と認めた団体等(以下「団体等」という。)に全部又は一部の業 務を委託することができる。

(派遣対象者)

- 第4条 本事業の派遣対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 現に市内に居住する者
 - (2) 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) に定める身体障害者手帳の交付を受け、「視覚障害者」「聴覚障害者」両方の記載がある者

(派遣の内容等)

第5条 通訳・介助員の派遣の対象となる内容(以下「通訳・介助員業務」という。)は、 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1)福祉事務所等公的機関及び医療機関において社会生活上必要不可欠な用務のために 支援を要する場合
- (2) 日常生活上必要な場合。ただし、次の場合は除く。
 - ア. 営業活動等の経済的活動に係る場合
 - イ. 通勤、通学等の通年かつ長期にわたる場合
 - ウ. 社会通念上本制度を利用することが適当でない場合
- (3) その他、市長が前号と同等の理由があると認めた場合

(派遣の区域)

- 第6条 通訳・介助員の派遣の対象となる区域は、神戸市内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、通訳・介助員を派遣することが必要であると認める ときは、通訳・介助員を神戸市外に派遣することができるものとする。

(利用登録)

- 第7条 本事業により通訳・介助員の派遣を受けようとする者は、市長に利用登録の申請を 行わなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査のうえ速やかに登録の手続きを行う。
- 3 市長に利用登録の申請をした者(以下「利用者」という。)は、申請した登録事項に変 更が生じたとき、または市外へ転居等の理由により登録を抹消する事由が生じたときは、 速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、利用者の登録、登録事項の変更及び登録を抹消したときは、その旨を県に報告する

(利用者の費用負担)

第8条 通訳・介助員の派遣に要する利用者の費用負担は、原則無料とする。ただし、通訳・ 介助員業務を行う際に必要となる通訳・介助員に係る入場料、参加費その他これらに類す る費用は利用者が負担するものとする。

(通訳・介助員の登録)

- 第9条 市長は、次の各号にいずれかに該当する者であって、盲ろう者向け通訳・介助員登録書(様式第5号)を提出したものを、通訳・介助員として登録する。
 - (1) 兵庫県が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会を修了した者
 - (2) 兵庫県以外の自治体で実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会を修了した者であって、市長が認めたもの
- 2 市長は、登録した通訳・介助員に対し、身分証明書(様式第6号)を交付する。
- 3 通訳・介助員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければなら

ない。

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、通訳・介助員の登録を抹消することができる。
 - (1) 通訳・介助員から通訳・介助員辞退届(様式第7号)の提出があったとき。
 - (2) 通訳・介助員として社会通念上不適当な行為が認められたとき。
- 5 前項の規定により通訳・介助員の登録を抹消された者は、直ちに、身分証明書を返納しなければならない。
- 6 市長は、通訳・介助員の登録、登録事項の変更及び登録を抹消したときは、その旨を県 に報告する。

(派遣の申請及び決定)

- 第10条 利用者は、派遣を希望する日の概ね1週間前までに、通訳・介助員派遣申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等の方法により派遣申請ができるものとする。この場合、利用者は事後速やかに所定の手続きを行わなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、派遣の可否を決定し、通訳・介助員派遣コーディネート決定通知書(様式第2号)または通訳・介助員派遣却下決定通知書(様式第2号-2)により、利用者へ通知する。また、通訳・介助員派遣依頼書(様式第3号)により、派遣を依頼する通訳・介助員へ通知する。

(派遣の中止)

- 第11条 市長は、利用者から申し出があった場合には、派遣を中止することができる。また、通訳・介助員の派遣に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者からの申出の有無にかかわらず、派遣を中止することができる。
 - (1) 利用者が虚偽の申請により通訳・介助員の派遣の決定を受けたとき。
 - (2)派遣される通訳・介助員に危害が及ぶ可能性があると判断されるとき。
 - (3) 台風等により公共交通機関の機能が停止し、通訳・介助員の派遣が困難と判断されるとき。

(通訳・介助員の業務)

- 第 12 条 派遣時間は、1 日 8 時間を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。
- 2 通訳・介助員は、通訳・介助員業務中は業務に専念するとともに、報告すべき事項が生じたときは速やかに市長に報告する。
- 3 通訳・介助員は、通訳・介助員業務終了後、盲ろう通訳・介助員活動報告書(様式第4号)を翌月5日までに市長に提出する。

(通訳・介助員の遵守事項)

- 第13条 通訳・介助員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 通訳・介助員業務中は、市長が交付する身分証明書を常に携行すること。
 - (2) 通訳・介助員業務を行うにあたり、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 通訳・介助員の身分を喪失した後も同様とする。
 - (3) 盲ろう者の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を保持し、信条等によって差別的な取扱いをしないこと。
 - (4) 通訳・介助技術の向上のための自己研鑽に励むとともに、盲ろう者の理解促進、福祉の向上等に努めること。
 - (5) その職務に関し、利用者及びその親族等から金品等を受け取ってはならないこと。

(通訳・介助員の報酬等)

- 第14条 市長は、様式第4号により適正に通訳・介助員業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を通訳・介助員に支払うものとする。
- 2 市長は、通訳・介助員から様式第4号を受領後、四半期ごとに通訳・介助員へ報酬等を 支給する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項については、福祉局長が別に 定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月28日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。 (旧要領の廃止)

神戸市盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要領(平成26年4月施行)は廃止する。

別表 (第14条関係)

項目	基準	金額
報酬	申請者との集合時間から終了時間までを基準時間	1,500 円/1 時間
	とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算	1日の合計活動時間数
	する。	に30 分未満が生じた場
	派遣時間は1日8時間を上限とする。	合は切り捨て、30分以上
		1時間未満が生じた場
		合は1時間として処理
交通費	自宅から業務の実施場所までの往復に要した経費	実費弁償。ただし、上限
		2,000 円。
		市長が特に必要がある
		と認めた場合は全額を
		実費弁償する。